

Ⅰ 配布の内容について

- 今回配布する个人防护具の種類は、医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン（※）及びフェイスシールドの４種類であり、使用推奨期限が令和９年度中に切れるものです。

（※）アイソレーションガウンについては、「素材」の選択が可能です。

- 配布の対象となる施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第３６条の３に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等、医師会等の団体等（以下「配布対象施設」という。）です。

- 配布の方法は、配布対象施設が長崎県に希望する数量を申請することで、国から直接申請者へ配送されます。

- 希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、配布対象施設の区分及び希望数量に応じて優先順位を設定の上、配布対象及び配布数量を決定します。具体的な優先順位は、以下のとおりとします。なお、同一順位内で希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、抽選等を行う場合があります。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご注意ください。

（１）協定締結医療機関の希望

（２）その他の配布対象施設の希望

- 各个人防护具のメーカーについては、指定できません。また、あくまで備蓄品からの配布であるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。

- 配布対象施設への配布開始時期は、希望状況等によって変更が生じる場合がありますが、現時点では、令和９年２月を目途に順次配布を開始する見込みです。また、个人防护具の種類によって、配送開始時期が異なり、配送開始時期から完了時期までに半年程度の期間を要する可能性がありえることから、手元に届くまでの時期が異なる可能性がありますのでご了承ください。

- 希望数量については、各配布対象施設において保管場所を確保の上、今後必要となる数の申請をお願いします。希望数量は、物資ごとに別紙に定める上限数量の範囲内を原則としますが、十分な保管場所を確保できる場合には、上限数量を超える希望を登録することも可能です。各施設における備蓄等の他、訓練及び研修へのご活用も含めて希望数量についてご検討ください。

※ご検討にあたっては、「参考資料Ⅰ 配送予定の个人防护具の例」もご参照ください。

○ 今回、申請していただいた配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱いますので、ご承知おきのうえ申請してください。

(1) 使用用途

配布された个人防护具については、希望した施設が自ら使用すること。

(2) 転売禁止のための実効性の担保

転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

(3) 申請後のキャンセルや数量変更は不可

申請後のキャンセル・数量変更等はお受けすることができないため、配布を希望する个人防护具の種類・数量に関して、誤りのないよう細心の注意を払って申請すること。

(4) 配布数量等の HP 上での公開

配布の可否にかかわらず、配布対象施設の施設名、住所、また当該施設への配布数量は厚生労働省の HP 上で公開されること。

2 配布申請方法

○ 配布を希望する場合は、長崎県電子申請システムから申請してください。

○ 申請期限：令和 8 年 11 月 13 日（金）（メ切厳守）

【長崎県ホームページ】

「長崎県 (<https://www.pref.nagasaki.jp/>)」→「電子申請」→「電子申請システムはこちらから」→「国備蓄个人防护具の配布申請フォーム」

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15270

【QR コード】

